

## 資料6－1 敷地境界の地表における規制基準

指定地域の区分 特定悪臭物質	A区域 (ppm)	B区域 (ppm)
ア ン モ ニ ア	1	2
メチルメルカプタン	0. 002	0. 004
硫 化 水 素	0. 02	0. 06
硫 化 メ チ ル	0. 01	0. 05
二 硫 化 メ チ ル	0. 009	0. 03
トリメチルアミン	0. 005	0. 02
アセトアルデヒド	0. 05	0. 1
プロピオンアルデヒド	0. 05	0. 1
ノルマルブチルアルデヒド	0. 009	0. 03
イソブチルアルデヒド	0. 02	0. 07
ノルマルバレルアルデヒド	0. 009	0. 02
イソバレルアルデヒド	0. 003	0. 006
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0. 9	4
酢 酸 エ チ ル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
ト ル エ ン	10	30
ス チ レ ン	0. 4	0. 8
キ シ レ ン	1	2
プロピオン酸	0. 03	0. 07
ノルマル酪酸	0. 001	0. 002
ノルマル吉草酸	0. 0009	0. 002
イ ソ 吉 草 酸	0. 001	0. 004

## 資料 6－2 気体排出口における規制基準

- 1 特定悪臭物質（メチルメルカブタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

$q$  : 悪臭物質の流量（0℃、1気圧のm<sup>3</sup>/時）

$H_e$  : 補正された気体排出口の高さ (m)

$C_m$  : 敷地境界における規制基準 (ppm)

補正された気体排出口の高さ ( $H_e$ ) が 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しない。（5 メートル未満の気体排出口から排出される特定悪臭物質は、敷地境界の地表における規制基準（悪臭防止法第4条第1項第1号）を適用する。）

- 2 気体排出口の高さの補正是、次の算式により行う。

$$H_e = H_o + 0.65 \cdot (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \cdot \sqrt{Q \cdot V} / (1 + 2.58/V)$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) + (2.30 \times \log J + 1) / (J - 1)$$

$$J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 228)) / \sqrt{Q \cdot V} + 1$$

$H_e$  : 補正された気体排出口の高さ (m)

$H_o$  : 気体排出口の実高さ (m)

$Q$  : 温度 15 度における排出ガスの流量 (m<sup>3</sup>/秒)

$V$  : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

$T$  : 排出ガスの温度 (絶対温度)

## 資料6－3 排出水に含まれる敷地境界外における規制基準

特定悪臭物質	排出水の量	指定地域の区分	
		A区域(mg/ℓ)	B区域(mg/ℓ)
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 0 3	0. 0 6
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 0 0 7	0. 0 1
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0. 0 0 2	0. 0 0 3
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 1	0. 3
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 0 2	0. 0 7
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0. 0 0 5	0. 0 2
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 3	2
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 0 7	0. 3
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0. 0 1	0. 0 7
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 6	2
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0. 1	0. 4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0. 0 3	0. 0 9

## 資料6－4 特定悪臭物質の臭いの性質及び主要発生源事業場

特定悪臭物質	臭いの性質	主要発生源事業場	
アンモニア	し尿のような臭い	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	
硫化水素	腐った卵のような臭い	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーション製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	
二硫化メチル			
トリチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等	
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等	
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等	
ノルマルブチルアルデヒド			
イソブチルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い		
ノルマルバレンアルデヒド			
イソバレルアルデヒド			
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い		
メチルイソブチルケトン			
トルエン	ガソリンのような臭い		
スチレン	都市ガスのような臭い	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等	
キシレン	ガソリンのような臭い	(トルエンに同じ)	
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造業等	
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処分場等	
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い		
イソ吉草酸			